市・県民税、国民健康保険税の第1期納期限は6月30日㈫です

税のお知らせ

◆納税通知書をお送りします

令和2年度（2020年度）分の市・県民税の納税通知書と納付書（口座振替の方、平成31年度（2019年度）から引き続き年金からの特別徴収（差し引き）の方は納税通知書のみ）を6月8日㈪（令和2年4月1日現在、65歳以上で昨年公的年金所得があった方は6月12日㈮）に発送します。なお、所得税の申告期限延長により3月17日以降に確定申告書を提出した方は、確定申告の内容が反映されずに賦課決定がされている場合があります。後日、税額変更の処理を行ったうえで、改めて納税通知書等を郵送します。

問市民税課☎963＝9144

◆徴収猶予特例制度の申請期限

市・県民税および国民健康保険税の第1期分について、徴収猶予の特例制度の申請期限は6月30日㈫までとなります。

問収納課☎963＝9142

◆休日納税窓口を開きます

時6月7日㈰・21日㈰・7月5日㈰、午前9時～午後3時　場収納課（第二庁舎3階）☎963＝9142

国保のお知らせ

◆納税通知書をお送りします

令和2年度（2020年度）分の納税通知書と納付書（口座振替の方、4月・6月の年金から特別徴収（差し引き）の方は納税通知書のみ）を6月12日㈮に発送します。なお、要件に該当した場合に、10月以降に年金からの特別徴収（差し引き）になる場合があります。年金からの特別徴収（差し引き）を口座振替に変更希望の場合は、7月31日㈮までに国民健康保険課または北部・南部出張所へご申請ください。申請に必要なものは、保険証、振替口座の通帳と届出印（新たに口座振替をお申し込みの方のみ）です。

問国民健康保険課（第二庁舎1階）☎963＝9146

◆医療費のお知らせについて

医療機関等を受診された方へ「医療費のお知らせ（令和2年1月・2月診療分）」を送付します。ご自身の医療費を把握し、健康管理について関心を深めましょう。なお、再発行はできませんので、大切に保管してください。

問国民健康保険課☎963＝9154

介護保険のお知らせ

◆65歳以上の方へ介護保険料の納入通知書をお送りします

令和2年度（2020年度）分の介護保険料について、普通徴収（納付書による納付）の方に納入通知書を、特別徴収（年金から差し引き）または口座振替の方に決定通知書を6月12日㈮に発送します。特別徴収の方（年度途中から特別徴収となる方を含む）の決定通知書は、特別徴収開始通知書を兼ねます。なお、3月17日以降に確定申告書を提出した方は、確定申告の内容が反映されずに介護保険料が算定されている場合があります。納入通知書または決定通知書に記載されている合計所得額等が申告した内容と異なる場合は、7月以降に更正（変更）通知書を郵送します。

問介護保険課☎963＝9168

◆市・県民税非課税世帯の方の介護保険料が変わります

令和元年（2019年）10月からの消費税率引き上げに伴い、市・県民税非課税世帯の方の負担を軽減するため、第1段階から第3段階の方の介護保険料を下表のとおり改定しました。介護保険料の段階は、6月12日㈮に発送する納入通知書または決定通知書に記載しています。

問介護保険課☎963＝9168

基準額　5万6,400円

	平成31年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）
第1段階	基準額×0.375	基準額×0.3
	2万1,150円	1万6,920円
第2段階	基準額×0.575	基準額×0.45
	3万2,430円	2万5,380円
第3段階	基準額×0.725	基準額×0.7
	4万890円	3万9,480円

◆休日納付相談窓口を開きます

時6月21日㈰・28日㈰、午前9時～午後3時　場介護保険課（第二庁舎1階）☎963＝9168

◆会社等の健康保険・厚生年金に加入できないか確認しましょう

会社等にお勤めの方が、健康保険や厚生年金の加入条件を満たしていても、国民健康保険や国民年金に加入している場合があります。次のいずれかの条件に該当する方は、最寄りの年金事務所に相談してみましょう。

〈条件〉　▽正社員、法人の代表者または役員　▽次の①～⑤のすべてに該当する。①週の所定労働時間が20時間以上　②勤務期間が1年以上の見込み　③月額賃金が8万8000円以上　④学生以外　⑤従業員501人以上の企業に勤務している　▽パートタイマーやアルバイト等で、週30時間未満であっても、同じ会社等の正社員の1週間の所定労働の4分の3以上働いている（例…正社員が週35時間働いている場合に週28時間以上働いている）

なお、会社等の健康保険に加入した際は、国民健康保険喪失の手続きが必要ですので、国民健康保険課へお越しください。

問越谷年金事務所☎960＝1190、国民健康保険課（第二庁舎1階）☎963＝9146

国勢調査2020
令和2年10月1日現在で国勢調査を実施します

国勢調査は今年で100年を迎えます

令和2年(2020年)国勢調査調査員大募集!!

問政策課（本庁舎2階）☎963-9121、FAX965-6433、E-mail seisaku@city.koshigaya.lg.jp

国勢調査は5年に1度行われ、「日本に常住するすべての人と世帯」を対象とした国の最も重要な統計調査です。

市では国勢調査の仕事に従事する調査員を募集します。

すでに自治会から推薦をいただいている方もいます。さらに皆さんの協力が必要です。ぜひあなたの力を貸してください！

統計調査員に関する情報や申し込み方法については、市ホームページ、電話等で案内しています。
詳しくは政策課へお問い合わせください。

～ 国勢調査 調査員の主な仕事の流れ ～

1 市の説明会に参加して調査の方法を確認します

→ 2 世帯を訪問し、インターホン越しに調査の趣旨を説明し、調査票は郵便受けに入れるなどして配布します

→ 3 約束した日時に再訪問して調査票を回収します（訪問を約束した世帯のみ）

→ 4 調査書類を整理し、市へ提出します

＊新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、できる限り世帯と直接接触しない方法で行う予定です

〈応募資格〉　次の①～④のすべてに該当する方。①原則20歳以上　②秘密の保護に関し信頼がおける　③警察または選挙に直接関係ない　④暴力団員およびその他の反社会的勢力とつながりがない

- ◆身分は非常勤の国家公務員です
- ◆休日等の空き時間を活用して従事できます
- ◆説明会を行うので初めてでも安心です
- ◆調査対象数などを考慮して報酬が支払われます